		の代金及び法第２条第１項第７号ロに掲げる特定卸供給を行う事業を営む者（以下「特定卸供給事業者」という。）との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得る調整金の未収分を整理する。

⑽　営　　業　　費　　用

科　　目	項	備　　考
［略］ 他社購入電力料	［略］ 非化石証書購入費	［略］ 地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金、他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金並びに事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書及び仲介により販売する非化石証書に関する費用を「他社購入電源費」、「他社購入送電費」及び「非化石証書購入費」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いもの並びに「他社購入電源費」及び「非化石証書購入費」に区分することが適当でないものは、「他社購入電源費」に整理することができる。 事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書及び仲介により販売する非化石証書に関する費用を整理する。

⑯　営　　業　　収　　益

科　　目	項	備　　考
［略］ 他社販売電力料	［略］	［略］ 「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者、みなし登録特定送配電事業者及び需要家に対して販売した非化石証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電気の料金及び非化石証書の代金、非

		金及び法第２条第１項第７号ロに掲げる特定卸供給を行う事業を営む者（以下「特定卸供給事業者」という。）との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得る調整金の未収分を整理する。

⑽　営　　業　　費　　用

科　　目	項	備　　考
［略］ 他社購入電力料	［略］ 非化石証書購入費	［略］ 地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金、他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金及び事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書に関する費用を「他社購入電源費」、「他社購入送電費」及び「非化石証書購入費」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いもの並びに「他社購入電源費」及び「非化石証書購入費」に区分することが適当でないものは、「他社購入電源費」に整理することができる。 事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書に関する費用を整理する。

⑯　営　　業　　収　　益

科　　目	項	備　　考
［略］ 他社販売電力料	［略］	［略］ 「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した非化石証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電気の料金及び非化石証書の代金、非電気事業